

平成十九年十一月九日受領
答弁第一八一号

内閣衆質一六八第一八一号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出肝炎対策に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五及び六について

厚生労働省としては、御指摘の「四一人のリスト」に記載がある方々（以下「リスト記載者」という。

）については、田辺三菱製薬株式会社に対し、本人へのフィブリノゲン製剤等の投与の事実の伝達及び肝炎ウイルス検査の受検の呼びかけ（以下「受検の呼びかけ等」という。）を医療機関に対して依頼するよう指示するとともに、関係医療機関に対し、診療録その他の資料からリスト記載者を可能な限り特定し、受検の呼びかけ等を行う等の協力の依頼をするなどの取組を進めているところである。

七及び八について

厚生労働省としては、「C型肝炎ウイルスの検査受診の呼びかけ」の中でフィブリノゲン製剤の納入先とされている約七千の医療機関の名称等を公表した平成十六年十二月以降、過去の出産時のフィブリノゲン製剤の投与による肝炎感染の不安を訴える方等について、医療機関の対応に関する相談も含め、電話に

よる相談対応を行ってきているところであり、今後ともこれを適切に行っていく考えである。

九について

御指摘の「肝炎無料電話相談」の具体的な活動内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十について

厚生労働省としては、フィブリノゲン製剤等の投与の事実のリスト記載者に対する伝達の状況について、随時公表することとしている。

十一について

御指摘の「実態調査」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、リスト記載者の症状等の調査がその内容に含まれるのであれば、当該調査の実施については、プライバシーの確保、本人からの同意の取得等が問題となると考えている。

十二について

厚生労働省は、株式会社ベネシスから、本人及び本人の遺族等から当該本人がリスト記載者であるかど

うかについて問い合わせがあった場合には、それに適切に応じる考えであると聞いているが、同社の対応が不適切である場合には、適切に対応するよう指導等を行う考えである。

十三及び十四について

現在、厚生労働大臣の命により設置された「フイブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」が当該資料の収集から公表に至る経緯等について調査を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

なお、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであると考えている。

十五及び十六について

十一月七日に御指摘の所見は出ていないが、現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。